

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	監督指針Ⅱ-4-2-2（2）⑩カ.において、「非対面・非接触の方式」に「テレビ会議システムを含む」とされているが、電話・郵便・インターネットによる純粋な非対面の方式の保険募集だけではなく、テレビ会議システムを通じた非接触による方式（いわゆる疑似対面）の保険募集についても、対面の方式の保険募集と「同程度の情報の提供及び説明が行われる体制」の整備が求められることを明らかにしたという理解で良いか。	貴見のとおりです。 非対面・非接触の方式（テレビ会議システムを含む）による情報の提供及び説明をする場合に、対面と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制を整備しておく必要があることを明確化したものです。
2	監督指針Ⅱ-4-2-2（2）⑩カ.の「テレビ会議システム」については、音声電話に近いものから、対面に近い環境を提供するものまで水準は様々と思われる。保険募集人は、顧客の理解等を念頭に、自らが使用する「テレビ会議システム」の性質や特性を十分に理解し、評価する必要があるという理解で良いか。	貴見のとおりです。 保険会社及び保険募集人が使用する「テレビ会議システム」の性能等を十分に理解したうえで、同システムにより、対面と同程度の情報の提供及び説明を行うことができる体制を整備することが求められます。
3	情報がきちんと顧客に提供されるのであれば、電磁的方法を使って手続きの簡素化を推進すべきで賛成である。	貴重なご意見として承ります。